

SGEC 文書の一部改正等について

2015 年度第 5 回理事会 (2016 年 3 月 31)

議案第 2 平成 28 年度 事業計画について (抜粋)

3 新 SGEC 国際認証制度として管理運用するための制度整備

(1) 認証制度を適切に運用するための附属文書の検討

緊急を要する次の附属文書を改正等を行う。

○SGEC 附属文書 2-10-1-3 (別添 1)

SGEC 国際認証制度 (PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度) 創設に伴う移行措置 (新規制定)

○SGEC 附属文書 4-1-1 (別添 2)

SGEC 主張認証製品と PEFC 主張認証製品との互換について (新規制定)

○SGEC 附属文書 2-2-1-3 (別添 3)

SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について (新規制定)

○SGEC 附属文書 2-2-1-2 (別添 4)

PEFC ロゴライセンスの発行について (改正)

別添 1

SGEC 附属文書

2-10-1-3 2016

会長決済

2016、4、1

SGEC 国際認証制度

(PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度) 創設に伴う移行措置
(新規制定) (案)

序文

この文書は、SGEC 認証制度が PEFC との相互承認に基づく国際認証制度（2016 年 4 月 1 日施行文書に基づく制度）に円滑に移行するための措置を定める。

1 適用範囲

この文書で定める移行措置は、SGEC 認証制度が PEFC との相互承認に基づく国際認証制度として発効以降 1 年間の措置とする。

2 移行措置

2015 年 4 月 1 日施行文書の規定に基づき認定を受けている認証機関（認定認証機関）は、2015 年 4 月 1 日施行文書（PEFC との相互承認申請文書）の認証規格により実施した認証について、2016 年 4 月 1 日施行文書（PEFC との相互承認文書）に基づく直近の定期・更新審査を実施するまでの間、移行措置として下記の措置をとることが出来る。

記

認定認証機関は、2015 年 4 月 1 日施行文書の認証規格に基づき認証を取得した者が、2016 年 4 月 1 日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付を希望する場合には、2015 年 4 月 1 日施行文書に基づく認証規格と 2016 年 4 月 1 日施行文書に基づく認証規格の差分について、当該認証取得者にその履行について文書で確証を求め書類審査を実施した上で、2016 年 4 月 1 日施行文書の認証規格に基づく認証書を交付することができる。

附則

この文書は 2016 年 4 月 1 日に施行する

認定認証機関の認証書の交付に関する措置

(1) 2015年4月1日文書の認証規格に基づく認証書の交付

<2015年4月1日以降 2016年の相互承認以前>

認定認証機関は、2015年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を認定機関のロゴマークを付して交付することが出来る。

(2) 1年間の移行措置

<2016年の相互承認以降、直近の定期・更新審査を受験するまでの間>

認定認証機関は、「(1)」の認証書の交付を受けた認証取得者に対し2015年4月1日施行文書の認証規格と2016年4月1日施行文書の認証規格の差分について、当該認証取得者にその履行について文書で確証を求め書類審査を実施した上で、2016年4月1日施行文書の認証規格に基づき認証書を交付することが出来る。

(3) 2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付

<認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以降 >

認定認証機関は、2016年4月1日文書の認証規格に基づく認定機関の移行審査の受検以降にあつては2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を認定機関のマークを付して交付することが出来る。

<認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以前>

前項に規定する認証書の交付について、認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以前にあつては認証書に認定機関のマークを付すことが出来ない。従つて認定認証機関は出来るだけ早く認定機関の移行審査を受検するよう努める。

別添 2
SGEC 附属文書
4-1-1 2016
会長決裁
2016, 4, 1

SGEC 主張認証製品と PEFC 主張認証製品との互換について（新規制定）（案）

序文

SGEC 主張認証製品が、SGEC 認証製品の認証材供給 CoC チェーンから外れ、PEFC 認証材供給 CoC チェーンに移る場合には、次により SGEC 主張認証製品を PEFC 主張認証製品へ互換することを認めることが出来る。

1 適用範囲

CoC 管理事業体は、SGEC 文書 4 の「6-3」の「但し書き」の規定により、SGEC 文書 4 及び同附属文書 4-1 に基づく SGEC 主張認証製品について、PEFC ST 2002:2013 及び同附属書 1 に基づく PEFC 主張認証製品に互換させることが出来る。

2 SGEC 主張認証製品を PEFC 主張認証製品への互換

PEFC との相互承認以降において、CoC 管理事業体は、SGEC 主張認証製品について、PEFC の主張認証製品に互換させる場合には、その互換した主張の詳細について SGEC 文書 4 の「3-1-2」に規定する入荷に係る書類に明記しなければならない。

なお、上記の措置を行う場合 SGEC 文書 4 の「3-1-2」に規定する入荷に係る書類に SGEC 主張と PEFC 主張を併記することが出来る。

附則

この文書は 2016 年 4 月 1 日から施行する。

別添 3

SGEC 附属文書

2-2-1-3 2016

会長決済

2016, 4, 1

SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について（新規制定）（案）

序文

この文書は、SGEC 国際認証制度（PEFC との相互承認の下での SGEC 認証制度）の発足に伴って SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続を円滑に進めるために必要な措置を定める。

1 適用範囲

この文書は、SGEC 国際認証制度の発足に伴い SGEC 附属文書 2-2-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」及び同 2-2-2 「PEFC ロゴライセンスの発行について」を円滑に運用するための当面の臨時的措置を定める。

2 SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について

SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行は、認証取得者が SGEC に次に示す文書を PDF ファイル若しくは FAX により提出し、当該文書を SGEC が受理した時点から有効とする。

なお、SGEC 附属文書 2-2-1 の別紙 1-1 「SGEC ロゴマーク使用契約書」及び同 2-2-2 の別紙 2-1 「PEFC ロゴマーク使用契約書」については、後日それぞれ SGEC 事務局長が署名、捺印のうえ当該者に送付する。

(1) SGEC ロゴマークライセンスの発行手続

- ① SGEC 附属文書 2-2-1-1 の別紙 1-2 「SGEC ロゴマーク使用許可申請書」に必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出
- ② SGEC 附属文書 2-2-1-1 の別紙 1-1 「SGEC ロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印のうえ提出

(2) PEFC ロゴライセンスの発行手続

- ① SGEC 附属文書 2-2-1-2 の別紙 2-2 「PEFC ロゴ使用許可申請書」に必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出
- ② SGEC 附属文書 2-2-2 の別紙 2-1 「PEFC ロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印のうえ提出

附則

この文書は 2016 年 4 月 1 日から施行する。

別添 4

SGEC 附属文書

2-2-1-2 2016

理事会

2016. 4. 1

PEFC ロゴライセンスの発行について (改正) (案)

(改正箇所：アンダーライン、削除箇所：消去表示)

前置き

この文書は、~~PEFC GD 1005:2010 「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行」の遵守を前提に、~~SGECが日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004;2009「PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてSGEC-森林管理者、SGEC-CoC管理事業体又はPEFC-CoC認証企業等に対してPEFCロゴライセンスの発行する場合の規準とする。

序文

PEFC のロゴやラベルは、持続可能に管理された森林、リサイクル材、または出処に問題のないその他の原材料からのものであるなど林製品の由来に関する情報を提供する。林製品の購入者や潜在的な購入者が環境やその他の事項を考慮した購入をする際に利用することが出来る。

日本国内にあっては、PEFC ロゴはPEFC 評議会からPEFCロゴライセンスの発行業務の委託を受けるSGECによるPEFC ロゴライセンスに基づいてのみ発行される。

1. 適用範囲

この文書は、SGECが日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004 ; 2009「PEFC認証制度の管理運営」によってPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約に基づきPEFCの委任を受けて、日本国内において登録されたSGEC森林管理者、SGEC-CoC管理事業体又はPEFC・CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う場合に、PEFC ロゴ使用規則—要求事項 第二版 (PEFC ST 2001:2008) とその実施に関する合法的なロゴ使用を確実にすることを目的に、SGECが委任を受けて行うPEFC ロゴライセンスの発行に関する遵守すべき諸規則を定める。

2. 基準的参照文書

- ・ PEFC ST 2002:2013 林製品のCOC—要求事項 第二版
- ・ PEFC ST 2001:1008、PEFC ロゴ使用規則—要求事項
- ・ PEFC GD 1004:2009、PEFC 認証制度の管理運営
- ・ SGEC文書3「SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」

・SGEC文書4「SGEC-CoC認証ガイドライン」

3 認証機関の発行する認証書並びに SGEC 又は PEFC が承認する CoC の認証書

3-1 認証機関の発行する認定認証書

認証機関は認定機関から SGEC 又は PEFC が認めた認定範囲で認定を受けた機関で、その発行する認証書には当該認定機関のシンボルが表示されてなければならない。

3.2 SGEC又はPEFC が承認する認定認証書

SGECの公示又はPEFC の公示（PEFCの公示はSGEC附属文書2-13-2に基づきPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行する。以下同じ）を受けた認証機関が、SGEC-CoC規格又SGEC-森林管理規格若しくはPEFC-CoC 規格に照らして発行する森林管理又はCoC 認定認証書で有効期限内のもの

注意書：PEFC の承認を受けたCoC 規格の一覧表はPEFC 評議会のウェブサイト入手可能。
(www.pefc.org)

4. ライセンス発行の条件

4.1. 一般的条件

ロゴライセンスを申請する組織は下記でなければならない。

a) 法人であること

b) 申請者の身元やその他PEFC 評議会が特定する情報に関し、PEFC 評議会がこれを収集し、公開することに同意すること

4.2 特別条件

以下の使用者グループは、いずれも日本国内で登録された者でなければならない。

使用者グループA：（該当無し）SGECとし、~~下記を満たさなければならない。~~

~~a) PEFC 評議会の会員であること~~

~~b) PEFC 評議会とPEFC ロゴ使用契約を締結していること（別紙2-1）~~

使用者グループB：森林所有者・管理者で下記をみたすもの

a) SGEC が承認する有効期限内の森林管理認証書を有すること

b) PEFC 評議会とPEFC ロゴ使用契約を締結していること（別紙2-1）

但し、PEFC ロゴライセンス契約は本文書に基づきPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行する。以下同じ。

使用者グループC：林産品関係産業者で下記を満たすもの

a) SGEC又はPEFC が承認する有効期限内のCoC 認定認証書を有すること

b) PEFC 評議会とPEFC ロゴライセンス契約を締結していること（別紙2-1）

PEFC 認可団体が存在しないSGEC・統合CoC管理事業体及び本部が日本国内に登録されたPEFC・マルチサイトCoC を有する組織が下記を満たす場合は、統合CoC管理事業体若し

くはマルチサイト認証書の対象範囲の全体または一部を対象とするライセンスを申請することができる。

- a) 本部とサイトが単一の法人の一部であること
- b) 本部とサイトがそれぞれ個別の経営層と組織構造を有する単一の法人の一部であること

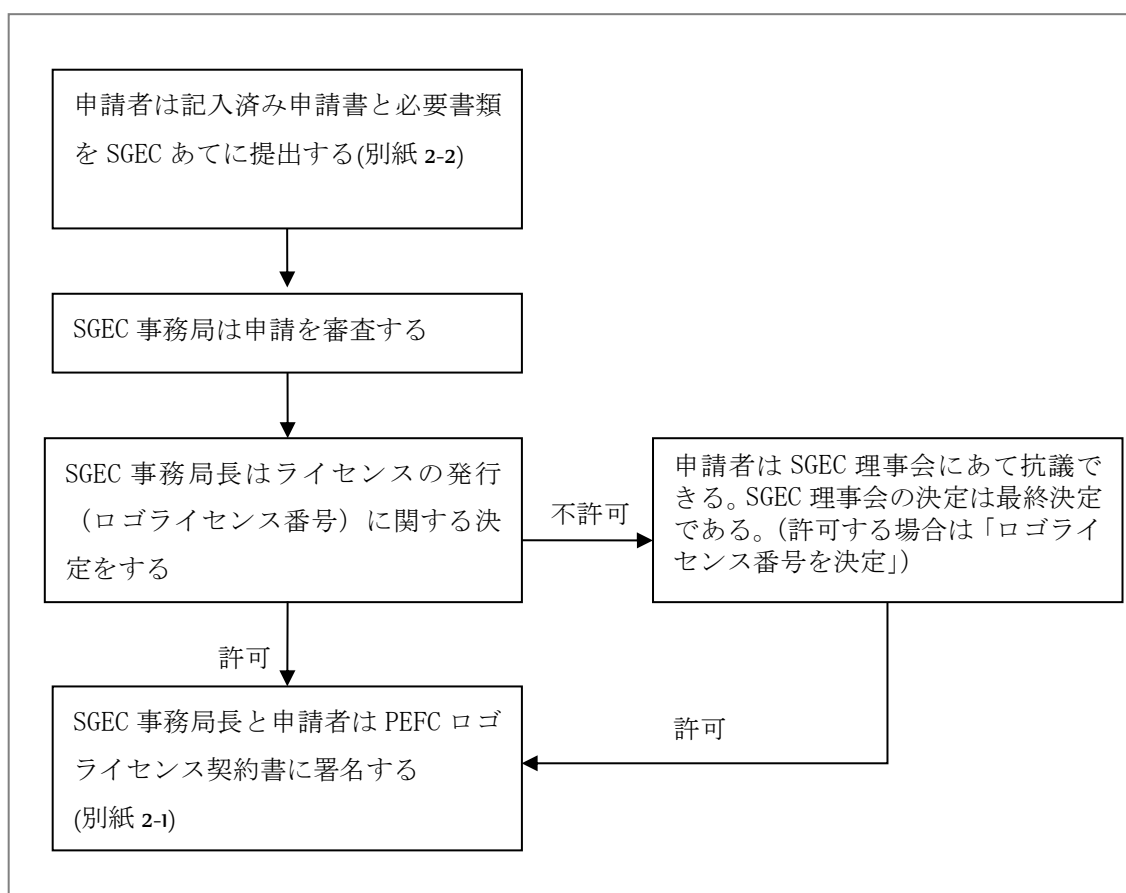
使用者グループD：下記を満たすその他の組織・団体

- a) ロゴ使用目的がPEFC 評議会の目的と名聲に抵触しないことが確認できること
- b) PEFC 評議会と PEFC ロゴライセンス契約を締結していること（別紙 2-1）

5 ライセンス発行の手順

SGECは、日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004；2009PEFC「認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、ロゴライセンス発行を代行する。

図1：ライセンス発行のプロセス



6 ロゴ使用料金

当面定めない

7 ライセンスの有効期間

ライセンスは使用者グループ毎に下記の間有効である。

- a) 使用者グループA：契約書の有効期間
- b) 使用者グループB：SGEC森林管理認証書の有効期間
- c) 使用者グループC：SGEC-CoC又はPEFC-CoC 認定認証書の有効期間
- d) 使用者グループD：契約書の有効期間

8 一度切のロゴ使用

製品外使用の目的に限り、PEFC 評議会(業務はPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行)は個別のロゴライセンスがなくても、下記の条件を満たす場合は、一度切りのPEFC のロゴ使用を許可することが出来る。

- a) そのロゴ使用がPEFC 評議会の目的や名聲に抵触しないこと。
- b) ロゴ使用番号は、SGECの発給するPEFC 評議会の番号を使用しなければならないこと。
(PEFC/01-00-01)
- c) 「このロゴはSGECPEFC 評議会の許可を得て使用しています」の文言が表示されること。
1 回限りの PEFC ロゴマーク使用を希望する者は、別紙 2-3 SGEC に申請する。

附則

この文書は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC は日本の PEFC 認証管理団体として PEFC GD 1004 ; 2009PEFC 「認証制度の管理運営」に基づき PEFC 評議会との間に締結する PEFC 認証制度の管理に関する契約により、PEFC の委任を受けて PEFC ・ CoC 認証企業に対して PEFC ロゴライセンスの発行を行うことが認められた時点から発効する。

別紙 2-1 PEFC ロゴ使用契約について

SGECは日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてSGEC・森林管理認証、同CoC認証事業体及びPEFC・CoC認証企業等に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う場合は次の様式による

PEFC ロゴ使用契約書

(一社) 緑の循環認証会議、(以下「SGEC」という。)と、**xxx株式会社** (以下「ロゴ使用者」という。)は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- a) ロゴ使用者は、PEFC ロゴ使用規則に定めるロゴ使用者グループ B,C,D に属するロゴ使用者であること。
- b) PEFC 評議会は登録商標である PEFC ロゴの所有者であり、その著作権を有すること。
- c) SGEC は PEFC 評議会との契約に基づき PEFC 評議会に代わって日本における PEFC ロゴ使用許可を発行する認可を受けていること。
- d) ロゴ使用者は、登録番号 PEFC/3131-x x x にて PEFC ロゴの使用許可を受け、PEFC ロゴ使用規則を遵守した PEFC ロゴの使用を許可されること。

特約条項

第一条 定義

1. PEFC ロゴ使用規則

これは PEFC 評議会テクニカル文書の PEFC ST 2001:2008 Ver.2 (PEFC ロゴ使用規則第二版—要求事項)であり、契約文書の一部としてこの契約書に添付される。

2. PEFC ロゴ料金

PEFC ロゴ料金は別途支払われる PEFC 公示料金に含まれる。

第二条 PEFC ロゴの著作権

1. 疑惑の発生を回避するため、PEFC ロゴは著作権の対象物であり、PEFC 評議会が所有する登録商標となっている。「PEFC」の文字は著作権に含まれ、登録されている。この著作権の対象物を許可なくして使用することは禁止されており、法的行為の誘因となり得る。PEFC ロゴの使用は PEFC 評議会の委任を受けて SGEC が管理、統制する。

第三条 ロゴ使用者の責務

1. ロゴ使用者は、PEFC ロゴを PEFC ロゴ使用規則および PEFC ロゴ再生ツールキットに定められる図案に関する指示に従い、ロゴ使用者の身元確認が確実にできるように SGEC が発行する登録番号と共に使う責務を負う。
2. PEFC のロゴ発行料金および年間使用料金は、~~ロゴ使用者が SGEC にあてに認証機関を通じて、年次に支払う~~PEFC 公示料金に含まれる。SGEC は、契約の有効期間中に PEFC ロゴ料金システムに関する変更をすることができる。SGEC とロゴ使用者間の契約におけるその様な変更は、SGEC がロゴ使用者に対してその変更を文書で通知しなければならない。~~た翌年から効力を持つ。~~
3. ロゴ使用者は、SGEC に対してロゴ使用者の身元に関するデータ、及びグループ B 及び C の使用者の場合は認証の状態に関する変更について速やか且つ信頼ある通知をする責務を負う。

第四条 SGEC の責務

1. SGEC は、契約書への署名から二週間以内に、ロゴ使用者に対して PEFC ロゴ再生ツールキットを提供する責務を負う。
2. SGEC は、ロゴ使用者に対してこの契約に影響を及ぼす PEFC ロゴ使用に関わる PEFC 評議会規則や SGEC 文書の変更を通知する責務を負う。

第五条 罰則

1. SGEC は、使用者グループ B 及び C によってロゴが製品上又は製品外で未承認使用された場合、ロゴ使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、該当製品の市場価額の五分の一に当たる日本円相当額を契約違反として、課すことができる。その場合の違約金は 150 万円を上限とする。
2. SGEC は、契約に違反するロゴ使用に対して要求する違約金額を変更する権利を有する。SGEC とロゴ使用者との間の契約書におけるその変更は、SGEC が使用者に対してその変更に関して書面で通知してから 3 ヶ月と 5 日後に効力を発生する。

第六条 契約の終了

1. 本契約当事者の一方は、書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
2. SGEC は、PEFC ロゴ使用規則への違反の容疑が調査に付された場合、その期間中は即刻この契約書を暫定的に解約することが出来る。そうした容疑がある場合、SGEC はロゴ使用

者に対し、その容疑に対する書面による説明を要請し、さらに暫定的な解約に関わる告知をしなければならない。暫定的な解約は、ロゴの使用者が容疑の対象となった不正使用に関して SGEC に対する釈明をしてから、最長一ヶ月間有効でなければならない。この間、SGEC はその件について調査する。SGEC は、ロゴの使用者が SGEC の承認する是正措置を実行し、その旨を SGEC 宛に通達した場合は契約の暫定的解消に関する決定を破棄することが出来る。

3. SGEC は、この契約書又は PEFC ロゴ使用規則の規定が遵守されなかったと判断される十分な理由がある場合、直ちにこの契約を終了することが出来る。

4. SGEC 森林管理認証書、CoC 管理事業体認証書及びグループ Cの場合で、PEFC 評議会が承認する CoC 認証書の有効性が辞退、中止、又は、終了した場合、その CoC 認証書の有効性が辞退、中止、又は、終了した時と同時にこの契約書も自動的に終了する。

5. PEFC 評議会と SGEC の間の契約に辞退、中止、又は、終了があった場合、SGEC とロゴ使用者との間の契約は上記の辞退、中止、又は、終了と同一の日付を以って自動的に終了する。

6. 六条 2.3.5 項の規定に従ってこの契約が暫定的な解消や終了となった場合 PEFC ロゴ料金はが支払われた場合であっても返還されない。

第七条 報告及び呈示

1. PEFC 評議会および SGEC は、ロゴ使用者の身元や認証内容に関してロゴ使用者によって提供されたデータや情報を公開することが許される。

2. グループ B 及び C の場合、ロゴ使用者は森林管理及び CoC 審査の後直ちに認証機関による検証を受けた上で、(例えば、製品、製品の 카테고리、生産単位、又は、それに類似するものなど) 製品上のロゴ使用について SGEC から要請があった場合には、内訳ごとにロゴ使用者が使用する CoC 認証 システムが許す限り正確に通知をしなければならない。同様に、ロゴ使用者は PEFC ロゴの製品外使用に関する詳細な情報を SGEC へてに書式自由な形の報告をしなければならない。

3. グループ D の場合、ロゴ使用者は、項目毎に書式自由な形で PEFC ロゴの製品外使用説明を含む年次報告書を SGEC に提出しなければならない。

第八条 契約の有効性

1. この契約書は、両当事者による署名がされた時から発効する。

第九条 その他の条件

1. SGEC は第三者から苦情を受けた場合、又は、SGEC がこの契約が違反されたと信ずる理

由を有する場合、ロゴ使用者の現場検査（SGEC 自身か、その代理者による）を実行する権利を有する。ロゴ使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。

2. グループ B 及び C の場合、ロゴ使用者は、この契約書の締結から3ヶ月以内に認証機関との間で、当該契約書の締結以後の認証審査の際に使用する PEFC ロゴ付き製品産量及び製品上のロゴ使用状況に関する記録を認証機関が審査する旨の合意文書を締結し、SGEC 宛てにその合意書の複写1部を送らなければならない。認証機関は、そのロゴの使用状況の変更についてもロゴ使用者に連絡せず SGEC に対して通知できるものとする。

~~ロゴ使用者は PEFC ロゴ付き商品の生産量及びその製品上のロゴ使用方法に関して、ロゴ使用者が保有する記録システムを認証機関が検査したい場合にはできる旨の同意をしなければならない（書面による場合には SGEC 宛てに合意書の複写1部を送ること）。認証機関は認識している変更について、ロゴ使用者との協議なく SGEC に対して通知する権利を有する。~~

第十条 裁定

1 この契約書は日本国の法に従う。

2 この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される

~~本契約は日本国の法に準拠する。この契約書に関する訴訟等については東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。~~

(2部 署名)

日付

SGEC 事務局長

XXXXXX 会社ロゴマーク使用代表者

PEFC ロゴマーク使用許可申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名			
代表者名 又は 関連部署の管理者			
住所	〒		
担当者名			
電話		フ ア ッ ク ス	
電子メール		URL	

SGEC・グループ森林管理認証、複数のサイトを含む SGEC/PEFC・CoC 認証ライセンス申請の場合は、申請者は該当する SGEC・グループ森林管理認証及び SGEC 統合 CoC 管理事業体、PEFC・マルチサイト CoC 認証の加盟者並びにその担当者の詳細を申請書に含めなければなりません。

II. 申請者の属する PEFC ロゴ使用者

〈一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択〉

森林所有者・管理者 附属文書 2-2-1-2 の B の該当者	<input type="checkbox"/> SGEC・森林管理認証保有者 <input type="checkbox"/> SGEC・グループ森林管理認証の加盟者 <input type="checkbox"/> SGEC・グループ森林管理認証書の保有者
林業、木材関連産業事業体、商社 附属文書 2-2-1-2 の C の該当者	<input type="checkbox"/> SGEC/PEFC・CoC 認証書保有者 <input type="checkbox"/> PEFC・マルチサイト CoC、若しくは SGEC・統合 CoC 管理事業認証の加盟者 <input type="checkbox"/> PEFC・マルチサイト CoC、若しくは SGEC・統合 CoC 管理事業体認証書の保有者
その他のロゴ使用者 附属文書 2-2-1-2 の D の該当者	<input type="checkbox"/>

III. 申請手続きに関する情報と文書

認証番号 / 有効期限 (SGEC・森林管理認証及び SGEC/PEFC・CoC 認証取得者のみ)	
グループ森林管理認証及びマルチサイト CoC 認証、若しくは統合 CoC 管理事業体認	

証書への加盟確認書	
前年度の木材・木製品に係る総売り上げ (日本円)	
申請手続きに必要な書類： <input type="checkbox"/> 認証書のコピー (SGEC・森林管理認証、SGEC/PEFC・CoC 認証の場合) <input type="checkbox"/> グループ認証への加盟確認書のコピー (SGEC・グループ森林管理、SGEC・統合 CoC 管理事業体、PEFC・マルチサイト CoC 認証の場合) <input type="checkbox"/> 申請に含まれるすべての加盟者・サイトのリストと各その担当者の詳細 (SGEC・森林管理、SGEC/PEFC・CoC、SGEC・グループ森林管理及び SGEC・統合 CoC 管理事業、PEFC・マルチサイト CoC 認証)	

IV. 自己宣言

私は、以下を確認いたします。

- a) PEFC ロゴ使用に関する PEFC の文書を読み、これに同意します。
- b) 本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。

(上記 I の代表者又は管理者の
署名又は捺印)